

VDT作業の作業区分

VDT作業に常時従事する労働者に対しては、次の作業区分に応じて配置前及び定期的に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

作業区分	作業の種類	作業時間	作業の例	作業の概要
A	単純入力型	1日 4時間以上	データ、文章などの入力	資料、伝票、原稿などからデータ、文章などを入力する(CADへの単純入力を含む)。
	拘束型		受注、予約、照会などの業務	コールセンターなどにおいて受注、予約、照会などの業務を行う。
B	単純入力型	1日 2時間以上 4時間未満	単純入力型の業務	単純入力型の業務を行う。
	拘束型		拘束型の業務	拘束型の業務を行う。
	対話型	1日 4時間以上	文章、表などの作成、編集、修正など	作業者自身の考えにより、文章の作成、編集、修正などを行う。
			データの検索、照合、追加、修正	データの検索、照合、追加、修正をする。
			電子メールの受信、送信	電子メールの受信、送信などを行う。
	金銭出納業務		窓口などで金銭の出納を行う。	
	技術型		プログラミング業務	コンピュータのプログラムの作成、修正などを行う。
			CAD業務	コンピュータの支援により設計、製図を行う(CADへの単純入力を除く)。
監視型	監視業務		交通などの監視を行う。	
その他の型	携帯情報端末の操作、画像診断検査など		携帯情報端末の操作、画像診断検査などを行う。	
C	単純入力型	1日 2時間未満	単純入力型の業務	単純入力型の業務を行う。
	拘束型		拘束型の業務	拘束型の業務を行う。
	対話型	1日 4時間未満	対話型の業務	対話型の業務を行う。
	技術型		技術型の業務	技術型の業務を行う。
	監視型		監視型の業務	監視型の業務を行う。
	その他の型		その他の型の業務	その他の型の業務を行う。

VDT作業健康診断項目

■ 作業区分Aの作業者

[配置前健康診断]

- 業務歴及び既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査(問診)^{注1}
.....
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査
 - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)^{注2}
 - ・屈折検査(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査
 - ・調節機能検査(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点などの検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査

[定期健康診断]

- 業務歴及び既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査(問診)^{注1}
.....
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査(矯正視力のみでよい。)
 - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)^{注2}(矯正視力のみでよい。)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点などの検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査

注1 ・眼疲労を主とする視器に関する症状
・上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
・メンタルに関する症状

注2 近見視力は、老視の進行に伴って低下し作業を行う上で大きな支障となるので、中高年の作業者については50cm視力の測定を実施することが望ましい。

■ 作業区分Bの作業者

[配置前健康診断]

- 業務歴及び既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査(問診)^{注1}
.....
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査
 - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)^{注2}
 - ・屈折検査(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査
 - ・調節機能検査(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)



医師が必要と認めた場合

- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点などの検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査

[定期健康診断]

- 業務歴及び既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査(問診)^{注1}



医師が必要と認めた場合

- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査(矯正視力のみでよい。)
 - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)^{注2}(矯正視力のみでよい。)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点などの検査
 - ・その他医師が必要と認める検査

注1 ・眼疲労を主とする視器に関する症状
・上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
・メンタルに関する症状

注2 近見視力は、老視の進行に伴って低下し作業を行う上で大きな支障となるので、中高年の作業者については50cm視力の測定を実施することが望ましい。

■ 作業区分Cの作業者

[配置前健康診断]

- 業務歴及び既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査(問診)^{注1}
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査
 - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)^{注2}
 - ・屈折検査(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査
 - ・調節機能検査(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点などの検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査

[定期健康診断]

- 業務歴及び既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査(問診)^{注1}
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査(矯正視力のみでよい。)
 - ・近見視力の検査(50cm視力または30cm視力)^{注2}(矯正視力のみでよい。)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点などの検査(問診において異常が認められない場合は、省略可)
 - ・その他医師が必要と認める検査

注1 ・眼疲労を主とする視器に関する症状
・上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
・メンタルに関する症状

注2 近見視力は、老視の進行に伴って低下し作業を行う上で大きな支障となるので、中高年の作業者については50cm視力の測定を実施することが望ましい。